

京都市告示第 134 号

京都市コミュニティセンター条例第3条ただし書の規定に基づき、下記のとおり、京都市崇仁コミュニティセンター資料展示施設(柳原銀行記念資料館)を臨時に休館します。

平成19年7月9日

京都市長 榎本 頼兼

臨時に休館する期間

平成19年7月13日(金)から7月20日(金)まで

(崇仁コミュニティセンター)